

地下鉄7号線延伸事業に係る環境影響評価業務 特記仕様書

1. 総則

本特記仕様書は、さいたま市が発注する「地下鉄7号線延伸事業に係る環境影響評価業務」（以下「本業務」という。）に適用する。本特記仕様書に記載のない事項については、各種関係法令の他、さいたま市業務委託契約基準約款及びさいたま市土木設計業務等共通仕様書によるものとする。なお、受注者は、本特記仕様書に明示なき事項または疑義が生じた場合には、発注者と協議を行うものとする。

2. 業務の目的

本業務は、さいたま市岩槻区内外において、地下鉄7号線延伸事業の実施に際し、さいたま市環境影響評価条例、同施行規則及び同技術指針に基づき、環境影響評価調査計画書（以下「調査計画書」という。）、環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）、環境影響評価書（以下「評価書」という。）の作成など、環境影響評価手続きを行うことを目的とする。

3. 履行期間

契約締結日 から 令和11年3月23日（金）まで

4. 履行場所・対象事業

履行場所：さいたま市岩槻区内外

対象事業：地下鉄7号線（埼玉高速鉄道線）延伸事業

5. 配置技術者

本業務の実施に際して、受託者は、本業務の意図及び目的を十分に理解し、技術面の管理を行うために必要な専門知識と十分な業務経験を有した技術者を配置するものとする。

（1）現場責任者及び技術管理者

現場責任者及び技術管理者は以下の要件を満たすこと。なお、配置する技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とし、現場責任者と技術管理者は兼ねることはできない。

- ① 技術士法（昭和58年法律第25号）に定める技術士（建設部門：建設環境、環境部門：環境影響評価、総合技術監理部門：建設－建設環境、環境－環境影響評価）の資格のうちいずれかを有する。
- ② 過去10年間（平成28年4月1日から令和8年3月31日）に、鉄道事業に係る環境影響評価業務（条例又は法対象事業、調査計画書（方法書）から評価書までの一連の業務、一括業務であるか分割業務であるかは問わない）に従事した実績を有する。

（2）担当技術者

担当技術者を1名以上定めるものとし、以下のそれぞれの資格を有する者を配置すること。なお、1名で全ての資格を有している場合は、1名でも可とする。なお、現場責任者、技術管理者との兼任はできない。

- ・技術士（環境部門：自然環境保全）
- ・技術士（建設部門：鉄道）
- ・環境計量士

6. 業務内容

(1) 調査計画書の作成

事業計画の内容や事業実施区域及びその周辺地域の特性を考慮して、環境影響評価項目の選定や調査、予測及び評価方法の選定を行い、調査計画書（調査計画書要約書を含む）を作成する。なお、評価項目の選定に至っては、別表1を基本とするが、事業計画の内容や事業実施区域及びその周辺地域の特性を考慮して、検討するものとする。

内容には、以下の項目を含むものとする。

- ① 業務実施計画の立案と準備
- ② 事業特性に関する情報の把握
- ③ 地域特性に関する情報の把握
- ④ 環境影響評価項目の選定
- ⑤ 調査、予測・評価手法の選定
- ⑥ 調査計画書の作成
- ⑦ 調査計画書要約書の作成

(2) 調査計画書に係る手続きの支援

調査計画書の公告・縦覧、縦覧期間中に実施する説明会の開催、さいたま市環境影響評価技術審議会への対応等に関する支援を行う。

支援内容には、以下の項目を含むものとする。

【説明会開催支援内容】

- ① 調査計画書のあらましの作成
- ② 説明用スライド等の作成
- ③ 想定問答の作成
- ④ 説明会の出席及び答弁支援
- ⑤ 説明会議事録の作成

【さいたま市環境影響評価技術審議会対応内容】

- ① 調査計画書に関する意見書の整理等（意見概要の作成含む）
- ② 意見概要に対する見解書の作成
- ③ 環境影響評価技術審議会説明資料の作成
- ④ 環境影響評価技術審議会への出席及び答弁支援

(3) 現況調査

さいたま市環境影響評価条例、同施行規則、同技術指針、調査計画書及び市長意見等を勘案し、対象事業の環境影響評価を行うため、以下に示す環境影響評価の項目の14項目を基本とし、既存資料による調査及び現地調査を行う。なお、項目の選定については事業内容や地域特性を十分考慮して検討し決定するものとする。

- ①大気質 ②騒音・低周波音 ③振動 ④水質 ⑤水象 ⑥動物 ⑦植物 ⑧生態系 ⑨景観
- ⑩自然とのふれあいの場 ⑪日照障害 ⑫電波障害 ⑬コミュニティ ⑭地域交通

現地調査を実施する調査項目、調査地点及び調査時期等については、別表2に示す内容を基本とするが、事業内容や地域特性を十分考慮して検討し決定するものとする。

各項目の既存資料調査については、調査計画書及び市長意見等に基づき、分布状況や調査結果等を整理する。

調査地点の選定にあたっては、環境要素に応じ適地を選定し、必要に応じて借地交渉を行うこととする。

調査時期の選定にあたっては、当該期間の代表性を確保できるよう、気象の変動や他の影響についても十分に検討する。

なお、環境影響評価を行う過程において、周辺地域の状況の変化や事業計画の具体化に伴い、必要に応じて環境影響評価の項目、手法の見直しを行う。また、調査等の実施にあたっては、調査の手法や事業実施区域の状況等について最新の知見を得るよう努めるとともに、必要に応じて選定した手法の見直しを行う。

(4) 予測・評価・環境保全措置の検討

前項において把握した現況調査の結果を踏まえ、調査計画書及び市長意見等に基づき、予測及び評価を実施し、必要に応じて環境保全措置の検討を行う。

予測及び評価を行う環境影響評価項目は、現況調査項目に地盤、史跡・文化財、廃棄物等、温室効果ガス等を加えた18項目を基本とする。（別表3参照）

(5) 準備書の作成

事業特性、地域特性を考慮し、事後調査計画の検討、準備書（準備書資料編、準備書要約書を含む）の作成を行う。

内容には、以下の項目を含むものとする。

- ① 業務実施計画の立案と準備
- ② 事業特性に関する情報の把握
- ③ 地域特性に関する情報の把握
- ④ 事後調査計画の検討
- ⑤ 環境影響評価等の総合的な評価
- ⑥ 準備書の作成
- ⑦ 準備書資料編の作成
- ⑧ 準備書要約書の作成

(6) 準備書に係る手続きの支援

準備書の公告・縦覧、縦覧期間中に実施する説明会の開催、さいたま市環境影響評価技術審議会への対応等に関する支援を行う。

支援内容には、以下の項目を含むものとする。

【説明会開催支援内容】

- ① 準備書のあらましの作成
- ② 説明用スライド等の作成
- ③ 想定問答の作成
- ④ 説明会の出席及び答弁支援
- ⑤ 説明会議事録の作成

【さいたま市環境影響評価技術審議会対応内容】

- ① 準備書に関する意見書の整理等（意見概要の作成）

- ② 意見概要に対する見解書の作成
- ③ 環境影響評価技術審議会説明資料の作成
- ④ 環境影響評価技術審議会への出席及び答弁支援

(7) 評価書の作成

市長の意見等を踏まえ、準備書に必要な修正等を加え、評価書を作成する。また、関係機関（市環境部局）等との協議に必要な資料作成及び協議対応支援を行うものとする。

(8) 業務報告書の作成

本業務の完了後に提出すべき成果品は、次のとおりとする。

- | | |
|-----------------------|------|
| 1) 報告書（A4版キングファイル製本） | 2部 |
| 2) 打合せ議事録（業務報告書巻末に添付） | 1式 |
| 3) 以下の各種冊子（A4版くるみ製本） | |
| ① 調査計画書 | 120部 |
| ② 調査計画書要約書 | 120部 |
| ③ 調査計画書のあらまし | 300部 |
| ④ 準備書（資料編含む） | 120部 |
| ⑤ 準備書要約書 | 120部 |
| ⑥ 準備書のあらまし | 300部 |
| ⑦ 評価書（資料編含む） | 120部 |
| ⑧ 評価書要約書 | 120部 |
| 4) 電子データ（CDまたはDVD） | 2部 |

※電子データについては、「さいたま市電子納品要領【簡易普及版】」に基づき作成すること

7. 打合せ協議

本業務においては、各業務段階において打合せ協議を行う。尚、必要に応じて適宜、電話・電子メール等で協議を行うものとする。また、打合せ内容については、その都度議事録を作成・提出し、発注者、受注者双方で協議内容の確認を行う。

8. ウィークリースタンスの実施

本業務は、ウィークリースタンスの対象業務である。業務環境を改善するため、業務着手時の初回打合せにおいて、受発注者間で取り組む意思及び内容を確認し、次の取組内容を設定する。

- ・月曜日を依頼の期限日としない（マンデー・ノーピリオド）
- ・水曜日は定時の帰宅に心掛ける（ウェンズデー・ホーム）
- ・土・日曜日に休暇が取れるように金曜日には依頼しない（フライデー・ノーリクエスト）
- ・その他、任意に設定する

9. その他

- ・本業務に当たっては、監督員と十分に連絡を取りながら遂行すること
- ・本業務の遂行に当たり、知り得た業務の秘密は他に漏らさないこと

- ・本業務は、所定の図書を提出し、その図書の検査に合格した時をもって完了とするが、完了後に誤謬が発見されたときは、無償にて速やかに訂正を行うこと
- ・本業務の実施にあたっては、同時期に実施予定の環境影響評価の動向等を注視し、必要に応じて情報収集等を行うこと
- ・さいたま市業務委託契約基準約款第38条に基づき、同約款別記「情報セキュリティ特記事項」を遵守すること
- ・ここに定めのない事項については、別途、監督員の指示に従うこと

別表1 評価項目一覧(案)

環境影響要因		工事			存在・併用			
		建設機 械の稼 働	資材運 搬等の 車両の 走行	造成等 の工事	鉄道施 設の存 在	列車の 走行	駅舎等の併用 (駅周辺の交 通量の増加を 含む)	
環境影響評価の項目								
環境の良好な 状態の保持を 旨として調 査、予測及び 評価されるべ き項目	大気質	二酸化窒素又は窒素酸化物	●	●				
		二酸化硫黄又は硫黄酸化物						
		浮遊粒子状物質	●	●				
		炭化水素						
		粉じん			●			
	大気質に係る有害物質等							
	騒音・ 低周波音	騒音	●	●		●		
		低周波音 ※トンネル突入音(微気圧波)含む						
	振動	●	●			●		
	悪臭	臭気指数又は臭気の濃度						
		特定悪臭物質						
	水質	公共用水域 の水質	生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量			●		
			浮遊物質					
			窒素及びリン					
			水温			●		
			水素イオン濃度					
	底質	底質	溶解酸素量					
			その他の生活環境項目					
			健康項目等					
	地下水の水質	地下水の水質に係る有害項目						
水象	河川等の流量、流速及び水位			●	●			
	地下水の水位及び水脈 温泉及び鉱泉							
堤防、水門、堰等の施設								
土壌	土壌に係る有害項目							
地盤	地盤沈下				●			
地象	土地の安定性							
	地形及び地質(保存すべき地形及び地質を含む) 表土の状況及び生産性							
生物の多様性の 確保及び自然環 境の体系的保 全を旨として調 査、予測及び評 価されるべき項 目	動物	保全すべき種	●	●	●	●		
	植物	保全すべき種			●	●		
		保全すべき植生及び群落 緑の量			●	●		
生態系	地域を特徴づける生態系			●	●			
人と自然との 豊かなふれあ いの確保及び 快適な生活環 境の保全を旨 として調査、 予測及び評価 されるべき項 目	景観	景観資源(自然的景観資源及び歴史的景観資源)			●			
		眺望景観			●			
	自然とのふれあいの場	自然とのふれあいの場	●	●	●	●		
	史跡・文化財	指定文化財等						
		埋蔵文化財				●		
日照障害	日影の状況				●			
電波障害	電波受信状況				●			
風害	局所的な風の発生状況							
環境への負 荷の程度に より予測及び 評価されるべ き項目	廃棄物等	廃棄物			●	●		
		残土			●			
雨水及び処理水								
温室効果ガ ス等	温室効果ガス 等	温室効果ガス	●	●		●		
		オゾン層破壊物質						
人の生活の豊 かさに関して 予測及び評価 されるべき項 目	コミュニティ	コミュニティ施設等	●	●	●	●		
	地域交通	自動車交通		●				
		バス等の公共交通 歩行者・自転車交通		●				
安全	危険物等の安全性の確保							

別表2 現地調査内容(案)

環境影響評価項目		調査地点・範囲	調査期間・時期	
大気質	一般環境	窒素酸化物、 浮遊粒子状物質	1地点	7日間×4季
		降下ばいじん	3地点	1ヶ月間×4季
	沿道環境	窒素酸化物 浮遊粒子状物質	4地点	7日間×4季
	地上気象	風向、風速、気温、湿度、日射量、放射収支量	1地点	7日間×4季
騒音・低周波音、振動	一般環境	環境騒音、振動	4地点	24時間×2日間(平日・休日)
	沿道環境	道路騒音、振動、道路交通量・速度、地盤卓越振動数	4地点	24時間×2日間(平日・休日) ※地盤卓越振動は1回
	鉄道騒音・振動		騒音:3箇所 振動:5箇所 (類似箇所における測定)	1回
水質	浮遊物質、水素イオン濃度、河川流量		4地点	2回(渇水期、豊水期)
水象	地下工事	地下水位及び水脈	9地点 (18観測井)	1年間連続(自記水位計) ※観測井の設置(ボーリング)含む
	地下構造物			
動物	哺乳類		事業実施区域及び 周辺200m	<ul style="list-style-type: none"> ・任意観測:4季 ・夜間調査:1季 ・無人撮影・トラップ:6地点、2季
	鳥類			
	鳥類(ワシタカ類)		事業実施区域及び 周辺1.5km	1営巣期あたり <ul style="list-style-type: none"> ・行動圏調査:8回、3定点、2日/回 ・営巣地確認調査:1回 ・繁殖状況調査:6回 ※2営巣期の実施を想定
	爬虫類・両生類		事業実施区域及び 周辺200m	・任意採取:4季
	昆虫類			<ul style="list-style-type: none"> ・任意採取:4季 ・トラップ(ベイトトラップ、ライトトラップ): 5地点、4季
	魚類		周辺河川・水路 (4河川を想定)	・任意採取:4地点×3季
	底生動物			・任意採取:4地点×3季
植物	植物相	事業実施区域及び 周辺200m	・任意観測:4季	
	植生		<ul style="list-style-type: none"> ・植物群落(コドラート調査): 11~15地点、1季 ・植物群落(植生断面):6~10断面 	
	緑の量		1季	
生態系	生態系、着目種等		動物、植物と同様	
景観	景観資源の状況		事業実施区域及び 周辺1.5km(8箇所を 想定)	4季
	主要な眺望地点の状況、主要な眺望景観の状況		事業実施区域及び 周辺1.5km(7地点を 想定)	4季
自然とのふれあいの場	自然とのふれあいの場の資源状況、周辺環境の状況、自然とのふれあいの場の利用状況、自然とのふれあいの場への交通手段の状況		事業実施区域及び 周辺1.5km(8箇所を 想定)	4季
日照障害	日影		事業実施区域 及びその周辺	1回
電波障害	電波		事業実施区域 及びその周辺	1回

コミュニティ	コミュニティ施設	事業実施区域及び 周辺1.5km(15施設 を想定)	施設管理者への聞き取り
地域交通	自動車交通量、渋滞長、信号現示、 歩行者・自転車交通量	6交差点	24時間×2日間(平日・休日)
	道路構造、交通安全対策	周辺地域	適宜

別表3 予測内容(案)

項目			想定量の目安
大気質	建設機械	窒素酸化物、浮遊粒子状物質	6地点
	造成工事	降下ばいじん	6地点
	工事用車両	窒素酸化物、浮遊粒子状物質	4地点
騒音・低周波音、 振動	建設機械	騒音、振動	6地点
	工事用車両	騒音、振動	4地点
	列車の走行	騒音、振動	騒音:6断面 振動:9断面
水象	地下水		地下区間、3次元解析
景観	主要な眺望景観の変化(フォトモンタージュ)		7地点
地域交通	交差点需要率		6交差点

※上表は、予測項目(18項目を想定)の内、一部の項目について想定数量を示したものである。

賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更に係る
特約条項第1条第1項に係る特記仕様書

本業務委託は、賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第1項を適用する契約である。

1 本業務委託における直接人件費とは、受託者が本業務委託に直接従事する者に、本業務委託に従事した対償として支払う、労働基準法（昭和22年4月7日法律第49号）第11条に規定する賃金をいう。

なお、本業務委託に直接従事する者に対する健康保険、厚生年金保険、労働保険等の事業者負担額及び児童手当拠出金等の法定福利費は、業務管理費として計上すること。

2 本業務委託における賃金水準及び物価水準は、次のものをいう。

(1) 賃金水準

- 労務単価（該当労務単価：別紙のとおり）
- 埼玉県最低賃金（以下「最低賃金」という。）
- その他（ ）

(2) 物価水準

- 物品の単価（該当物品： ）
- 労務単価を基に算出した経費
- 消費者物価指数 全国（生鮮食品を除く総合）
- その他（ ）

3 本契約の変更金額の算出方法は次のとおりとする。

- 本市設計書による算出
- 受託者から提出された契約金額内訳書による算出

（ただし、直接人件費については、受託者の契約金額内訳書中の直接人件費に、履行開始日時点の賃金水準と、変更請求時の賃金水準を比較した変動率を乗じた値を上限とし、直接物品費（変動）については、受託者の契約金額内訳書中の直接物品費（変動）に、履行開始日時点の物価水準と変更請求時の物価水準の変動率を乗じた値を上限とする。）

- 上記2種の併用

該当勞務単価一覽表

主任技師
技師（A）
技師（B）
技師（C）
技術員
測量技師
測量技師補
測量助手
測量補助員
地質調査技師
主任地質調査員
地質調査員